

議案第24号

債権の放棄について（こども青少年局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 本市が行った母子福祉資金の貸付け19件に係る各債務者
- 2 債 権 の 内 容 母子福祉資金の貸付金に係る債権
- 3 放棄する理由及び債権の額 次の各号に掲げる理由により、当該各号の表の未償還の元本の額欄及び未払の利子の額欄に掲げる金額の合計金10,269,152円並びにこれらに対する違約金並びに償還済みの元本及び支払済みの利子に係る違約金を放棄するもの

(1) 債務者らが破産しており、当該債権の弁済を受けることができる見込みがないため

	貸付けを行った日	未償還の元本の額	未払の利子の額
1	昭和57年12月6日	金331,139円	金8,591円
2	昭和61年5月8日	金744,402円	金20,309円
3	平成5年3月23日	金190,441円	—
4	平成8年3月31日	金784,058円	—
5	平成10年12月1日	金1,032,000円	—
6	平成10年12月1日	金370,000円	—
7	平成12年3月31日	金936,000円	—
8	平成12年4月1日	金170,000円	—
9	平成13年4月1日	金2,077,050円	—
10	平成13年4月1日	金321,349円	—
11	平成16年2月24日	金184,184円	—

12	平成16年3月31日	金204,177円	—
13	平成22年4月9日	金257,676円	—

- (2) 債務者らが死亡し法定相続人が存在せず、かつ、当該債権の消滅時効の期間が経過しているため

	貸付けを行った日	未償還の元本の額	未払の利子の額
1	昭和50年5月16日	金652,011円	金58,804円
2	平成元年11月1日	金410,465円	金11,383円
3	平成元年11月22日	金150,000円	金7,972円
4	平成16年4月28日	金76,087円	金1,054円

- (3) 債務者らが死亡し法定相続人の存否又は所在が不明であり、かつ、当該債権の消滅時効の期間が経過しているため

	貸付けを行った日	未償還の元本の額	未払の利子の額
1	平成16年11月26日	金370,000円	—
2	平成17年10月27日	金900,000円	—

令和5年2月9日提出

大阪市長 松井一郎

説明

本市が行った母子福祉資金の貸付け19件に係る各債務者に対する母子福祉資金の貸付金に係る債権を放棄するため、この案を提出する次第である。